

公の施設の指定管理者の指定の件（札幌駅前通地下広場及び北3条広場）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌駅前通地下広場	札幌市中央区大通西3丁目、大通西4丁目、北1条西3丁目、北1条西4丁目、北2条西3丁目、北2条西4丁目、北3条西3丁目及び北3条西4丁目
札幌市北3条広場	札幌市中央区北2条西4丁目及び北3条西4丁目

2 指定管理者

札幌市中央区北3条西3丁目1番地

札幌駅前通まちづくり株式会社

代表取締役社長 芳村 直孝

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、札幌駅前通地下広場及び北3条広場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。